

## 「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 5月21日（月） 19：00～21：40

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：（滋賀県） 北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、  
伊藤主幹、平井副主幹、松村副主幹、秦副主幹、白井主任  
技師

※コンサル2名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事補

（連絡会） 赤坂、小野、上向、北尾団地、中浮気団地、日吉が丘、栗  
東ニューハイツの各自治会から計27人

（傍 聴） 3名

（県会議員） 木沢議員

（市会議員） 太田議員、高野議員、寺田議員、三浦議員

（マスコミ） 2社

（出席者数 53名）

司会（滋賀県）：皆さん、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまからRD  
事案に関する周辺自治会の皆様との話し合いを始めさせていただきますと思います。

それでは、話し合いの初めに当たりまして、琵琶湖環境部長の北村からごあいさつ申  
上げます。

部長（滋賀県）：皆さん、こんばんは。この4月より、琵琶湖環境部長を拝命いたしました  
北村と申します。どうぞよろしくお願いたします。今日の話し合いの開会に先立ちま  
して、一言簡単にごあいさつ申し上げます。今日は、周辺自治会の皆様におかれまして  
は、大変お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

昨年度は、一次対策工実施につきまして、年度途中に急遽、緊急対策として県から御  
提案させていただきました。大変短い期間の間に、自治会の皆様方には御理解、御協力  
を賜りました。おかげさまで、今年度の工事着手ができるように諸手続を行うことがで  
きました。本当にありがとうございました。

一次対策工につきましては、今、環境省のほうで手続が進められておりまして、環境  
大臣の同意を待っている状況でございます。同意が得られ次第、速やかに入札の手続を  
行ってまいりたいと考えております。現段階では、工事業者との契約というものが7月  
末から8月ごろになるかと思われまます。ただ、一次対策は、あくまでも緊急的な対策で  
ございまして、二次対策が本格的な対策となります。

前回の2月21日の話し合いの中では、本来この今日のお話し合いを4月の初めに行  
いますというお約束をさせていただいておりましたが、ちょっと遅れまして、今日にな  
ってしまいましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

いわゆる産廃特別措置法の延長法案につきましては、現在ちょっと国会のほうで、この法案に限らずちょっといろいろな法案の審議が滞っているところがございますが、内容としましては10年間延長する法案となっております。ただ、これが10年間延長されましても、この二次対策工について法の適用を受けるためには、来年の3月まで、今年中に環境省に対して、この二次対策工について協議を行う必要がございます。

本日は、二次対策工の基本的な考え方につきまして、御説明させていただきますが、昨年度も大変、短期間で皆様方に御理解、御協力をお願いしたところがございますが、この二次対策工につきましても、かなり短い期間で調査設計を進めていかなきゃいけないというところがございます。本日だけでなく、何回も御理解いただけるように御説明は何度もさせていただきたいと思っておりますので、御理解、御協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございます。

始めにお断りをさせていただきますが、本日は、県・市と、RD問題にかかわる周辺自治会の皆様との話し合いでございます。傍聴の皆様方からの御発言は受けないこととして進めさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で21時30分までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年度最初の話し合いですので、RD事案を担当いたします県職員を紹介させていただきます。北村部長のほうからよろしくお願いいたします。

部長：北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

管理監(滋賀県)：担当の管理監の藤本でございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

課長(滋賀県)：循環社会推進課長の中村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

室長(滋賀県)：対策室長の岡治でございます。引き続きよろしくお願い致します。

参事(滋賀県)：対策室の井口でございます。よろしくお願い致します。

主幹(滋賀県)：対策室の伊藤です。引き続きよろしくお願い致します。

副主幹(滋賀県)：対策室の平井です。よろしくお願い致します。

主任技師(滋賀県)：同じく対策室の白井といいます。よろしくお願い致します。

司会：本日、欠席しておりますが、川端、それと今は席を外しておりますが、秦も、引き

続きよろしくお願いいたします。私は、松村といいます。よろしくお願いいたします。  
それでは、栗東市さんのほう、よろしくお願いいたします。

市部長（栗東市）：皆さん、こんばんは。いつもお世話になっております。栗東市の環境経済部の武村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市課長（栗東市）：こんばんは。環境政策課の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市係長（栗東市）：皆さん、御苦労さんでございます。産廃対策室の太田と申します。よろしくお願います。

市主事補：こんばんは。産廃対策室の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

司会：本年度から、周辺の自治会、7自治会ございますけども、北尾団地、栗東ニューハイツ、日吉が丘の3自治会の会長さんにつきましては、今年度から新任でございます。御紹介させていただきます。

北尾団地は●●●さんでございます。栗東ニューハイツは●●●さん、日吉が丘は●●●さんが今年度から新たに新任の自治会長さんとなっていただくことになりました。

それでは、本日配付しました資料の確認でございますが、次第、それから資料1から資料4まで、および参考資料の1、全部で6種類ございます。過不足等はございませんでしょうか。資料1と参考資料1はA3判の冊子になっております。資料2、3、4はA4、1枚ものでございます。もし過不足のある方等ございましたら、挙手のほうお願いいたします。

ございませんか。

それでは、次第により、話し合いを進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

主幹：それでは、資料のほう説明させていただきます。済みませんが座って説明させていただきます。

まず初めに、二次調査の結果のほうがまとまってきましたので、その状況について説明させていただきますので、参考資料1というのを出示していただきたいと思います。

表紙をめくりましてページの1-1のところでございますけれども、二次調査はボーリングにつきましては4月の中旬にすべて終了しております。58カ所のボーリングをしております。ボーリングの延長は900メートルということになっております。今回のこの参考資料1につきましては、一次調査の結果も併せて記載していますが、今日はその一次調査の部分は省略させていただきます。

ページの1-2は一次調査の孔内ガス測定結果になっておりますので、ちょっと飛ばさせていただきます。

1-3が、二次調査の孔内ガス調査結果になっております。分析項目が上の方に記載さ

れておりますけども、あとメタンと硫化水素はまだちょっとデータの整理ができておりませんので、今回は載せてごさいません。検出項目は、オレンジ色で着色した部分が基準を超えて出ている項目になります。済みません、ガスが検出されている部分でございます。失礼しました。

次、ページの1-6をあけてください。こちらが二次調査の廃棄物土の分析結果になっております。\*\*\*の中の揮発性有機化合物の溶出量試験の結果になります。区分nの1またnの4で1-4ジオキサンが検出されております。

隣の1-7ページになりますけども、こちらが、左側が重金属類の混合試料の分析結果でございます。混合試料ですので、3分の1を超えた分については、2のほうで個別で分析しております。

この結果を整理したのが、1-9ページ、こちらのほうに整理をしております。黒で囲んだ部分が二次工事の対象の区画で、ピンクで着色した部分が基準を超えて検出されたというふうになります。引き出し線で物質等がどの深さで出てきたかというのを付けさせています。水色で着色しているものにつきましては、ここは一次対策が終わった後にボーリング調査をするということになっております。このピンクで着色した場所につきましては、また後ほど説明します二次対策に反映することになっています。

次、1-10ページ以降の部分ですけれども、こちらにつきましては、前回、2月の有害物検討委員会で10月まではお示しさせていただきましたが、その後の12月、2月の分析結果がすべて出ましたので記載しております。

戻りまして10、11ページに平面図としてお示しさせていただきました。

簡単ですけども、一応、二次調査の結果のほうを説明させていただきました。

引き続き、資料1、こちらのほうで二次対策について御説明させていただきますけれども、1枚表紙をめくってもらいますと後に目次がございます。初めにRD処分場の課題、これをちょっと整理しておりますので、その課題をちょっと説明させていただいた後に二次対策の概要と、この中でどういう対策、こういう工法をとるかというのを順番に説明させていただきたいと思っております。

それでは、まずページの1-1をちょっと飛ばしまして、ページ1-2の平面図をごらんください。これがRDの解決すべき課題を平面図に落としてみた図面になります。

まず先ほどの二次調査の結果の部分と関係しますけど、紫色の、帯で白抜きで有害物掘削除去範囲と書いております。この紫で着色した部分が、二次対策で有害物を掘削除去する範囲になります。この二次調査ですけれども、個別試料として分析してまして、進路方向に3メートルを1つのブロックとして分析しておりますので、実際に取るときはその基準を超えた部分だけを取るという形になります。例えば6メートルから9メートルの部分で有害物が出てきたとしますと、6から9メートルの部分は掘削除去して適正処分。地表から6メートルの深さの部分までは、後でまた説明しますけども、埋め戻し材として使用できるものは使用していくというふうになります。

次、処分場の真ん中のちょっと下、西市道側あたりに黒い点線で囲んでおります、こちらの部分ですけれども、ドラム缶が埋められていると想定されている範囲。一次調査においてもEM探査、電磁探査で金属の反応があったと、あるいは従業員さんの証言があ

ったあたり、この部分に埋め立てられているという課題がここにあります。

次に、左側の黒っぽい茶色で示させていただいておりますけども、沈砂池の下付近、ここは防水シートが膨れるなどガスの発生や、以前、高アルカリ廃棄物が存在した範囲ということで、ガスの噴出などの課題があると。

また、ちょっと右のほうにいきますけども、RDの進入路の左側、オレンジ色の長い点線で囲ってある部分がございますけども、こちらの部分につきましては、底面の遮水層（k c 3）が欠如して、浸透水の漏えいが想定されているという部分になります。

また、その今の長いオレンジ色の点線の周りに短い点線で囲ってある部分がございますけども、このあたりにつきましても同じようにk c 3層が欠如して、浸透水が漏えいしているというのが懸念される範囲でございます。同じような場所が左側の小さい点の部分、ここは一次調査の斜めボーリングで底面遮水層が薄いということが確認されている部分でございます。

もう一つは、その上の部分になります。この2カ所については、青の点線で示してありますが、廃棄物の分布深度が深く、浸透水が集まりやすい場所ということでもあります。こういう課題があります。

また、次ちょっと西市道側の下に戻りますけれども、茶色で示した部分、これは廃棄物の埋め立て斜面が急峻で崩壊が懸念されている範囲。これは表面的なものですけども、こういう課題もここに存在しております。

次に、処分場の全体をピンク色で囲っておりますけども、これは処分場の中の廃棄物、十分な覆土ができてない部分とかありますので、廃棄物の飛散・流出、有害ガスの発生が懸念されるという範囲になっています。

あと、オレンジ色の点線部分、この処分場の周辺にオレンジ色の点線がぐるっと回ってるんですけども、こちらにつきましては廃棄物の埋め立ての側面、処分場の埋め立てしているこの側面に透水層が出てまして、浸透水の漏えいまたはそこから地下水の流入が想定されているという範囲です。ちょっとこの部分は平面的には、なかなかわかりづらい部分がありますので、次の断面図を添付してありますので、その断面図で説明させていただきます。

1-3ページの全体的に青っぽい図面、これは後で説明させていただきますので、ちょっと飛ばしまして、1-4ページのほうから説明させていただきます。断面図、1-4ページから1-6ページまで、測線1から測線9までの9断面を示しております。左下の平面図にピンク色で書いてありますが、これが断面の場所になります。線の両側に矢印がついていますので、その矢印の向きで見た状態の断面が書かれております。

断面図の色の説明をさせていただきます。まず黄緑色は廃棄物になります。その黄緑色の下にちょっと茶色っぽい色を着色した部分がございますが、これは浸透水に浸かった廃棄物を示しております。青い部分は遮水層、粘土・シルト層になります。薄だいたい色が砂質土になりまして、ここには地下水が流れているという部分になります。この黄緑色と茶色の部分にちょっと青い線が入っておりますけども、これが浸透水の位置になります。それぞれ1断面から9断面について、その課題について説明させていただきます。

まず1測線について、説明させていただきます。左下の図面を見ていただきます。こ

の1測線は、処分場を経堂池から工業技術センターのほうに断面を切った部分になります。この断面の課題としましては、まずはこの断面の左側に破線で囲ってありますが、沈砂池の下あたりですけれど底面遮水層が欠如して、下位の透水層への浸透水の漏えいが懸念されると。これもさっき言いましたけれども、一次調査の斜めボーリングとかでこの部分が非常に薄くなっているということがわかっておりますので、そういう課題があります。次に、その上の茶色い部分ですけれども、ここは廃棄物が浸透水に浸かっているために、嫌気状態になってメタン、硫化水素あるいは有害物質の浸透水への流出が懸念されるという課題があります。その隣、ピンクで書いてありますが、これは表面の話でありますけれども、覆土がしてないので、廃棄物の飛散・流出、発生ガスによる支障が懸念されるという部分になります。

引き続きまして、2測線につきましても、まずピンクで上に書いてありますが、表面の覆土がなくて廃棄物の飛散の問題があるというのと、あと浸透水に浸かった廃棄物からガスの発生が懸念される、有害物の溶出が懸念される。もう一つは、右側オレンジ色で書いてありますが、それぞれの箇所オレンジの点線で囲っています左端と右端。処分場の側面に、こういうふうにk s 3層、要は透水層、地下水が流れたり浸透水が流れ出す部分、こういう横の部分にこういうふうな露出部分がありまして、浸透水がそこから流れ出す、または地下水だとかが処分場の中に入ってくるというふうな課題があります。

同じく次、3測線、下のほうにありますけれども、こちらちょっと左側のほうから順に説明させていただきますが、底面遮水層が薄くて、下の層に浸透水が漏えいしていると思われる部分があります。その隣ですけれども、黒の点線で囲ってありますが、ここはドラム缶等が埋められていると想定されている。先ほど言いましたけれども、一次調査のEM探査また従業員さんの証言でここに埋め込められている可能性が高いという部分になります。また、これは表面的な問題ですけれども、茶色で囲ってありますが、埋立ての斜面が非常に急峻になってまして、この部分が崩壊するおそれがあるというふうになります。あと断面のこの表面の話ですけれど、何度も言いますが、覆土がなくて廃棄物の飛散流出がありうるというふうになっております。あと右のほうになりますけれども、同じく廃棄物処分場の側面部分に透水層が露出した部分があるということでございます。

次、隣のページの4測線になりますけれども、表面部分は覆土がなくて廃棄物の飛散流出がありうるという場所ですが、この部分、この断面でも、処分場の側面に露出した透水層が出ているというのが大きな課題になります。

5番は、表面の話になりますので、次6測線のほうに移らせていただきます。

6測線は、団地側を下流から上流のほうに切った部分になります。この部分につきましても、側面に透水層が露出しているという部分があります。ここも覆土がなくて廃棄物の飛散物があるという課題があります。

次のページ7測線になりますけれども、7測線は処分場の下流側、こちらを経堂池に向かって切った断面になります。オレンジ色で囲ってありますが廃棄物の埋め立てエリアの底面、あるいは側面に透水層が露出して、そこから浸透水が地下水のほうに流れていく、または地下水が入ってくるという場所になります。

8測線がちょうど処分場の真ん中を経堂池に向かって切った部分になります。左のほ

うが、下の浸透水層とつながっていると。

8 測線は、ちょうど左上の平面図に示してありますラインを切った部分になります。この断面の課題につきましては、下のほうで浸透水の層とつながっている場所が想定されているという部分と、あと右のほうを見ていただきますと廃棄物と側面の部分、その部分が透水層とつながっているというふうに思われる場所があります。

9 測線でございますが、ちょうど処分場の真ん中を切った図面になります。ここにつきましても、処分場の両サイドに、処分場の横方向に抜ける透水層が露出している部分、あるいは茶色でちょっと深くなっていますけども、その底面の遮水層が欠如して、下の透水層への浸透水の漏えいが懸念される場所という課題がございます。

以上の断面から、この処分場におきましては、底面、そこへの漏えいと、側面方向への浸透水の流出あるいはそこからの地下水の流入、これが大きな問題になるかと思いません。

1 - 3 ページに戻っていただきまして、この図面ですけれども、今の断面図の黄緑色と茶色の部分の廃棄物層を取り除いた状態を真上から見た図面になります。断面図のちょうど横方向、側面が透水層に露出しているという部分なんですけども、それがk s 3層で、処分場の周りを、黄色く着色されておりますけども、処分場の周りをぐるりと取り囲んでいる状態がわかるかと思えます。この横方向が浸透水の流出、あるいは地下水の流入が想定されている範囲です。あと右下のほうk s 2、ここの部分は、底面遮水層が欠如して、下の透水層への浸透水の漏えいが想定されるという部分になります。

1 - 7 ページに移りますけども、今、平面図で説明した課題あるいは断面図、あと処分場の廃棄物を取り除いた部分の図面で説明した課題から、RD最終処分場における支障、その原因、対策の基本方針、対策工法を整理したものが表の1 - 1になります。現在のRDの最終処分場の現状とこれまでの調査結果から、この処分場における支障というのは左のほうに3つ書いておりますけれども、廃棄物の浸透水が地下水に流れ込むことによる汚染地下水の拡散、廃棄物の埋め戻し後が急峻な法面になっているというこの法面部分の崩壊、廃棄物が露出しているということによる飛散流出、あと廃棄物の中が浸透水などによって嫌気状態になって、硫化水素ガス等が発生するという3つの支障が挙げられます。

3つありますので①のほうから少し説明させていただきます。

①の汚染地下水拡散についてですけれども、これは雨水や地下水が廃棄物層に流入して、廃棄物層の浸透水となって廃棄物の有害物が溶出して、汚染されて、その汚染された浸透水が地下水に流出して広がっていくと。これらの原因というのが、水の廃棄物層への浸透、廃棄物土からの有害物質の溶出、1 - 4 ページから1 - 6 ページの断面図で説明しましたがけれども底面の部分あるいは側面の部分からの浸透水の漏えい、これらがその原因となります。

そこで、その原因をなくす手法としまして、廃棄物の有害物質が溶出するんですけど、それを防ぐためには、原因となる有害物質を撤去すること。浸透水の地下水への漏出につきましては、漏出している箇所を修復あるいは遮水すること。周辺地下水の流入につきましては、側面の透水層部分の遮水をすると。雨水につきましては、雨水の浸透抑制

のためにこの処分場の表面にキャッピング工、雨水の浸透を抑制する対策をするということが考えられます。詳しくは、また次のページに模式図とかで示しておりますので、後で説明させていただきます。

②の廃棄物の飛散流出につきましては、西市道側の法面が急峻になって崩壊する恐れがあり、また廃棄物が露出している部分があるということで、その原因をなくすためには法面整形とあとは表面のキャッピングを考えております。

③の硫化水素ガス等による悪臭ですけれども、原因としてはガスの生成原因物質があるということと、水の供給、あとは嫌気状態、酸素がない状態になるということが挙げられますので、これらの対策としましては、原因生成物質を除去するのと、廃棄物層の中の浸透水の水位を下げるといふこと、あとは酸素を供給すると、雨水の浸透を抑制して浸透水の量を減らすという対策が考えられます。

これら3つの支障の対策工についてまとめましたのが、次の1-8ページになります。左側のほうに、平面的にその方法の概要を模式的に示しておりますし、右のほうには断面的に模式図で示しております。

まず、支障1①の汚染地下水の拡散について説明させていただきますと、底面や側面の漏れい箇所を修復すること、地下水の流入や雨水の浸透を減らすこと、有害物を掘削除去することが、これの地下水汚染拡散の対策となります。まず底面の修復や側面の遮水、浸透水の排水促進、ドラム缶などが埋められている範囲の掘削、急峻な法面の改善などを含めて、次のような総合的な対策を考えております。

まず、浸透水の漏れい箇所の汚染拡散防止対策としましては、底面の修復と側面の遮水を行うために、図1左側の平面図になりますけれども、ここの部分でオレンジ色の線で囲ったL字型の範囲を一旦掘削します。図1-7の図面の右下のほうに、黒い矢印で示しておりますが、この部分の対策イメージを右のほうに模式図に示しております。対策前はこういう状態、対策中はこうなります、対策後はこうなりますというのを模式的に示しております。

対策中の模式図を見ていただきたいんですけども、廃棄物土を一旦取り除くというのは対策中、真ん中の模式図を見ていただきますけれども、要は廃棄物の部分をすべてとってしまうと。掘削した後は、図1-9、次のページになりますけれども、こういうふうにならちょっと平面的に示しておりますけれども、大きく廃棄物を取り除くということになります。その中で、灰色に着色している部分が3カ所ございますが、ここの部分の底面につきましては、修復を行います。遮水層が破れている、破れている恐れがある部分については、修復をします。青色で着色している部分は、現存する遮水層のk c 3層になります。黄色い部分が側面遮水の修復する部分になります。ただし、この図面のように、一度にこの範囲を全部掘削するということは、掘削したものを仮置きする場所がありませんので、実際に工事するときは、いくつかの工区に分けて、そして順番に掘削して下を修復していくという流れになると思いますので、掘削したイメージとして見てください。

本日、真ん中のいすの上に、模型をつくりましたので持ってきております。今、私が平面の話とか断面の話とかしましたけれども、なかなか立体的なイメージが非常につかみにくい部分がございますので、また後ほど自由に見ていただいたらいいかと思っておりますけれども、一応、模型で今話をした部分、この廃棄物処分場の側面に透水層がこういうふう



にあるんだとか、ここの部分が下の透水層のところで破れているんだ、あとは今説明した底面の修復はどういうものかというのは、わかるようになっております。

戻っていただきまして、1～8ページの対策後の模式図、右下の図面のほうを見てください。まず、対策中の図面みたいに廃棄物を全部とってしまいます。そして次に、薄だいで着色しておりますけども、図面の中で普通土による埋め戻しと書いてありますが、土砂で掘った部分、一部整地の意味で土砂で埋め戻すと。その上に青で着色しておりますけども、底面部と側面部分に遮水性の土質材料で遮水工を実施します。これで、処分場内の浸透水が透水層へ漏えいすることを防ぎます。

次に、浸透水の排水を促進するためというのと、あとは遮水槽の上に底面のドレーン管を設置しますが、そちらのドレーン管のほうに水を導くために、黄色で着色しておりますけども、砂層というのを設けます。

そのドレーン層について、御説明させていただきますけども、このドレーン層というのは、浸透水の排水を促進するため、浸透水をこのドレーン管で集めるために設置します。管の大きさとか設置の位置というのは、また設計の段階で決めていきますけども、大きな管を設置して、その管というのは回りに穴があいていて、周りの浸透水がその管の中に流れ込めるようになった管を設置します。その管の目詰まりを防止するために、その周囲には大きな石で周囲を囲む。これがドレーン管になります。左側の平面図を見ていただきたいんですけども、この平面図の中で、白と黒の点々がまざった線がオレンジ色の掘削線に沿ってずっと書いてありますけども、こういう形で掘削した処分場側にドレーン管を設置して浸透水が集まると。その集めた浸透水が四角が2つ並んだ絵が書いてありますけども、浸透水貯留槽、取水ピットと書いてありますけども、こちらのほうにその浸透水を導いて、ピットからはポンプでこの平面図上の右上のほうに水処理施設、黄色で囲っておりますけども、こちらのほうに浸透水を送って水処理をして下水道に放流すると。これによりまして、処分場内の浸透水位を下げます。浸透水位を下げることによって、今まで浸透水で満たされていた廃棄物層の部分、嫌気状態になってガスが発生しやすくなっていた部分につきましては、その発生が抑制されることとなります。

それと、このドレーン層ですけども、先ほど底面・側面遮水を実施するという話をしましたけれども、この遮水層に勾配をつけてドレーン層のほうに浸透水が流れ込みやすいようにしています。

次に、一旦掘削した廃棄物土につきましては、今の平面図の中で水処理施設の横に分別施設というのがございますが、こちらで選別を行います。分別した土につきましては、この対策後に分別土による埋め戻し、黄緑色で着色しておりますけども、この部分に埋め戻しを行います。この埋め戻す際に、今まで急峻で崩壊の恐れがあったこの法面の勾配を緩やかにして、崩壊を防ぐ対策をあわせて行っていきます。

あと、平面図のほうをもう一度見ていただきたいんですけども、この平面図の中で赤で上のほうに線を引いております、鉛直遮水工というのがありますけども、●●●側につきましては、ここも側面の透水層が露出している部分がございます。場内の浸透水の流れというのが、沈砂池方向、西市道側方向に流れておりますので、この●●●側でのドレーン管の集水というのは必要がありませんので、この部分につきましては鉛直遮水

壁を設置することで、この処分場内への地下水の流入とか浸透水が流出していくというのを防ぎます。

次、処分場の表面なんですけども、ここの部分、対策後の模式図の断面でいいますと茶色でちょっと太く着色してますけども、表面にキャッピングを行います。表面に雨水の排水路などを設置することによって、雨水の浸透を抑制して、さらに廃棄物の飛散、流出の防止、ガスの発生の抑制などをそのキャッピングであわせて行います。

あと有害物の除去、先ほど二次調査の結果でわかりました部分につきましては、紫色で示しておりますけども、この部分については有害物を掘削して除去すると。ここの部分につきましては、分析でそれぞれ深度方向3メートルを1つのブロックとして分析してますので、有害物が検出された部分についてはとり出して適正に処分すると。残りの上のほうの部分については、分別、選別などを行いまして、使えるものは先ほど御説明した緑色の部分の埋め戻し材として使用します。この二次調査でわかった部分の有害物の除去方法について、掘削方法はいろいろあるんですけれども、例えばケーシングというのでずっと下を掘って行って取る。あるいは矢板で囲ったり、ライナープレートという地面の中にリングを埋めながら掘っていく方法などいろいろ考えられますが、細かいことは設計の中できちんとしていきたいと思っております。

以上が、二次対策の概要ですけれども、もう一度1-7ページのところに戻ってください。この表の1-1の右のほうに数量というのが出ております。今御説明しました対策で、掘削が全部で25万立米あります。そのうち廃棄物の処分が6.3万立米というふうに今、考えております。残り18万7,000立米を埋め戻すということになります。底面の部分の補修の面積が5,000平米、側面の遮水が4,000平米、鉛直遮水工が約300メートル、ドレーン管による浸透水の促進のためのドレーン管の延長が400メートル、キャッピング、処分場の表面を覆う対策が4万平方メートルとなります。

表の1-1の下のほうになりますけれども、工事期間は4年から6年を考えております。工事費につきましては、40億円から70億円を今のところ想定しております。

ただいま、説明させていただきました課題、対策の方針、対策工を整理したものが、一番最初に飛ばしました1-1ページに整理しております。

最後に、この完成時のイメージ図を一番後ろ1-10ページに示していますので参考にごらんください。緑色の部分が、法面、斜面部分になって、薄だいたい色の部分が平地になります。この図面の中で、赤い点線が出ておりますけども、浸透水を集めるドレーン管を地中にこういうふうに配置します。浸透水の取水ピットがあつて、そこから浸透水を送水管で水処理施設のほうに送って、水処理して下水に流すと。●●●側につきましては、鉛直遮水工を設置すると。こういう完成後のイメージになります。

以上で、二次対策の概要について説明させていただきました。

次に、資料2のスケジュールのほうをごらんください。

一次対策工につきましては、先ほど部長からもお話ありましたけども、今現在、環境大臣の同意を待ってるということです。その下に二次対策工事の関係のスケジュールを書いております。現在、特措法の延長が国会で審議されておりますけれども、延長法案が可決した場合でも、今年度中に、二次対策について環境大臣と協議しなければなら

いというふうになってますので、今後、そのためには、大臣協議に間に合うように設計のほうも進めていく必要があります。昨年度も、自治会の皆様に大変御尽力いただいたんですけども、今年度も昨年以上にスケジュールのほうが進み合ってきている状態になっていますので、本日、二次対策の基本的方針というのを、今御提示させていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

参事：ちょっと補足といいますか、おさらいというかさせていただきますと、ここが処分場、基本的には洗面器みたいなものを想定していただきますと、粘土でできた洗面器があって、その中に廃棄物があったと。その粘土層の底で3カ所ほど、穴があいているのが確認されているところと懸念されるところがある。そこをふさいでやりましょうと。それ以外に、横のほうにちょっと細く砂の層があって、そこから水が漏れる、あるいは入ってくるというところがあると。それについては、西市道側と経堂池側については、底を埋めるのに掘りますので、そのときにあわせて横を粘土みたいなやつでふさいでやると。

北尾団地側については、掘りませんので、遮水壁をやると。それから、工業技術総合センター側、こちらはどうかといいますと、こちらにつきましては基本的に上流ということできれいな水が入っていく側で、浸透水が出ることは基本的になかろうと、あとまた、後ろの水が入ってくるエリアが狭いので量的にも少ないだろうというようなことで、こちらについては今のところやらないということ考えております。

今の西市道側と経堂池側については、底に穴があいているという以外にもドラム缶が埋まっているのではないかとということとか、問題点がほかにもございますので、ここについては追って中を見ながら確実に蓋をしてやろうというようなことで考えているということでございます。

一番この経堂池側が低いので、ここに浸透水を集めるわけですけども、貯留槽ということで碎石みたいなものを底のほうに入れてやって、そこに水を貯めてやる。その中に取水ピットというやつを設けて、そこからポンプで水を揚げて水処理施設に送るというようなことで考えております。

まだ、これから調査とか検討を進めないといけないことが多うございます。例えば粘土層に穴があいたところをふさぐのはどういうものを使うんやとかというようなこととかにつきましても、まだこれからということでございますけども、本日は基本的にこういうような考え方で進ませていただきたいという御説明をさせていただきたいわけでございます、了解がいただけましたら、この方針に基づきまして調査・設計のほうを進めてまいりたいというふうと考えております。

あとは、以前、原位置浄化策の話をしていたときに、掘れば廃棄物になるので大量に掘ることはなかなか難しいというようなことを申し上げておったかと思っておりますけども、その後、ほかの県とか市の事例を見てますと、掘って埋め戻せるものについては埋め戻しているというような事例もございます。このRDにつきましては、廃棄物土のうちの7割、8割くらいが土砂あるいはがれきのようなものというようなふう想定しておりますので、このボーリングでの汚染状況とかも踏まえて考えますと、4分の3くらいは埋め戻せるのかなというようなことで算定したと。これについてもこれからもうち

よっと予備調査とかして、詰めていくことになります。

あと、金額につきまして、40億円から70億円、非常に幅が広いというのは、どれくらい埋め戻せるかというようなこととか、あと実際分別とかをどういうふうにしていくかというようなあたり、まだちょっとこれから詰めていくことになりますので、そういうようなことを含めて金額に非常に幅が出ているということでございます。

そういうことで、ちょっと細かいところはなかなかまだお答えできないことがあるかと思えますけども、基本的な考え方についてこれでどうかというようなことで、御説明をさせていただきました。ちょっと御質問も、そういうような基本的なところについていただけるとありがたくございます。ということで、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

住民：質問事項ちょっとたくさんございますけれども、できるだけ区切って皆さんの質問を適当に区切って、その単位ごとに進めていただければ質問もしやすいし、わかりやすいのではないかとこのように思います。

まず、具体的な内容に入る前に、二次調査の結果、いわゆるボーリングによる有害物の調査が終わるのがですね、まだ一番細かい全体のところまでは行ってないかもわかりませんが、有害物の除去の内容について、大体出てきたんではないかと。どんなものをどれくらい処理するかというようなところが出てきたんではないかなというふうに思うんですけども、それについて、県の御認識をちょっとお伺いしたいと思ってるんですけども。

この有害物の除去の目的は、そもそも対応が設定されたときに、県と住民のほうで協議を再三重ねまして、当初は県の御見解は、有害物を取る目的は早期安定化への寄与、というふうにおっしゃっておられたと思うんですけど、住民はそうじゃないんだと。早期安定化への寄与というのは、原位置封じ込め策を前提とした考え方であってそうじゃないと。土壌と水の汚染拡大を阻止するために、有効に有害物をとっていただく。そうすることによって取り残した有害物の対策ということも、どちらかといいますと軽減して済むのではないかと。徹底的に取るといっても当然これは限界がありますけれども、徹底された中で有害物を探して、できるだけ取るというのが当初からの基本であったと思います。そういう状況に照らして、今回、大体二次調査まで終わって一次調査、二次調査、押しなべて除去できる範囲・量等について、県はどのように評価しておられるかということが一つです。これで、期待どおりのものがとれそうだとしたことなのか、不十分なのかというふうにお考えなのかというのが一つ。

それともう一つは、取り残した有害物の内容とどれくらいの量があそこにあるのかというのを、どのように推定しておられるかということについてお尋ねしたいと。特に、取り残された有害物の中身とか量とかいうことは、今いろいろ御説明がありました二次対策のいろんな内容について検討する出発点になるんじゃないかというふうに思います。

まず、冒頭にその質問をさせていただきたいです。

室長：今のに対する回答になるかどうか、十分な回答ができないかもわかりません。

まず、有害物の除去でございますが、言葉の問題でございますので、早期安定化とい

うものも、当然それもありますし、地下水の汚染拡散防止のために、まずは地下水の汚染拡散が起こる原因としまして、浸透水中に、水に漏れ出す有害物質を含んだ廃棄物があると。それが先ほど言いました容れ物の溜まっている水、浸透水に溶け出す、浸透水が粘土層に穴が開いている所あたりから地下水に漏れ出して、地下水が下流に流れていくことによって有害物の汚染拡散ということになっておる。まずはその元である、水に溶け出る有害物を含む廃棄物等々ということでございますので、それに基づいてずっと今まで一次調査、二次調査をやってきたものでございますので、先ほど説明をさせていただきましたが、いろんな図面の中で、あずき色に塗っている部分が基本的にボーリング調査で見つけた有害物溶出試験、いわゆる溶け出る有害物があるところの基準を超えたもの、その30メートルメッシュの後の10メートルに割ったやつを調査して広がりを見たものということでございますので、こういう状況になったということでございます。今ちょっと具体的にこれがしっかりと、この有害物の量を正確に出しながら今の25万立米というところまでまだ行ってない状況でございますので、またこれも進めていくというところでございます。それが一つ、調査の結果です。

それと、とり残した有害物ということでございますが、これは30メートルメッシュで調査をして、その広がりを見たという方法でやってまいりましたので、それに基づくものとして見つかったもの、今広がりとしては砒素が一番大きいものでございますが、砒素につきましても浸透水、地下水が基準を超えているというものなので、その原因物が見つかったのかなということでございますし、一次調査でやりますVOCsにつきましても、一次調査で濃いものが見つかっておるので、そういうものをとっていくということでございます。とり残したもの、これはきっとあるんだろうなと思っておりますけども、今説明させていただきました底面なり側面なりの遮水、あるいはそれを1カ所に集めて汲み上げることにより、浸透水の水位を下げるというようなしっかりと安心して見える状態でやっていくというようなことで対応ということで考えております。答えになったかどうかわかりませんがそういうことです。

住民：全然答えになっていないんじゃないかと思うんですけど。今の段階で、余り時間の関係もでございますので。

ただ、とり残したものの内容、これが二次対策を検討する出発点になると。だから、これをある程度把握しないと、どう対策するのかと、それは妥当なのかどうかという評価のしようがないんじゃないかという部分がある気もいたします。

2次調査の一番冒頭に説明がございまして、大した内容じゃないかと思っておりますけれども、この(H23-1)クの5のところ、分析の結果でジオキサンが基準を超えて出ております。これは、今回、クの5のところは、VOCを調べるというのが一次調査の結果からの内容であったと思います。じゃあそのVOCでないものは有害物が見つかったとしてもこれは何もしないのかというようなところがちょっと何か、ちょっと違う意味、わかっていたいただけますか、質問の意味を。それから、一次調査で見つかったものの、いわゆる埋められている範囲を確定する意味で、この10メートルメッシュでおやりになる。一次調査で見つかったもの以外のものを対象にしないというようなお考えだと思うんですけど、あえて例え話で申し上げますと、目的と違う捜査をやっつけて別の犯人

が見つかったと、凶悪犯が見つかったと。しかしこれは我々が今、追及している事件とはまた違う範囲だから、それは何もしないと、見過ごすと。そんなふうに思えて、せつかくできるだけ有害物を取るということで調査しながら、有害物が見つかって何かもかわないと、これちょっとおかしいんじゃないかと。

室長：今のジオキサン、1－6ページに茶色で2カ所表示しておりますけども、皆さん御承知のとおり……。資料の二次調査結果、参考資料1の1－6ページのところを見ていただいたらと思いますけど。

ここで、これも二次調査で見たということでございまして、塩ビモノマー、ジオキサンについては、地下水の基準に入ったけれど、まだこの基準（土壌環境基準）に入らなかったということもあって、これは参考ということで、溶出の液のものを地下水の環境基準で見たということでございます。塩ビモノマー、ジオキサンは下流で出たということでございまして、一応、基準というものはないものの、またいずれこういうものも定まっていくのかなと思っております、これについては有害物調査検討委員会の委員の方々に、ちょっとこのへんの取り扱いについて、意見を伺いたいなと思っております。

住民：それはそれでいいかと思えますけれども、要は塩ビモノマーなり、一次調査でひっかかった以外のものが今回ひっかかったと。それは基本的には無視するのか取るのか、それだけ。県の姿勢だけちょっと。

室長：これは当然、分析しているということは悪いものがあつたら出すという意味で分析してますので。ただ、ジオキサン、塩ビモノマーの基準というのが、取り扱いがもう一つ不明確なので専門家の意見を聞きたい。取り扱いをどうしていくかということの意見を聞きたいなと思ってます。

住民：よくわかりませんが、まあそれならそれで、多分、\*\*\*\*。

途中で御質問あったら言うてください。

資料1ののところの1－2ページに有害物掘削除去範囲というのがございます。図面で、有害物掘削除去範囲というのが紫色で示されているわけですが、この図面で、下のほうにドラム缶が埋め立てられていると想定される範囲であるとか、沈砂池のところはアルカリと同時にガスが噴出している問題がある、これは前回もいろいろ県の中村課長さんだったと思えますけど、ここはどうもあやしいので調査する必要があると、たしか発言しておられたと思えます。そういう場所等につきましては、当然、これからしていただく二次調査の範囲内にきっと来るんじゃないかなと思うんですけど、それが二次調査の範囲というふうにはどこにも表示がないんですね。これはどういうふうにやられるのかというのがよくわからないんですね。ただ、ここでちょっと私、感じてるんですけども、いわゆる透水層の露出しているところ、ここを修理されていくとの内容が先ほど御説明ございました。どうせそのときに廃棄物層を全部除けて、底を復旧せにゃいかんので、そのときに一緒にやったらいいのかなあというようなつもりでこれをお書きになっていらっしやらないのか、ちょっとそのへんはつきりしたいんですけど。

これはね、やっぱり抜けた底を修理するとき取るからということじゃないと思うんです。有害物であるかどうかということ調べるわけですから、当然、分析も必要なんです。だから、これはやはり有害物の調査というような形ではっきり\*\*\*たいというふうに思います。

室長：課題がたくさんあると書いておまして、あずき色のところは二次調査で出たやつをとりあえず出してもらっています。あとはドラム缶が埋められた、ここは掘ったときに出てきたやつは、今の一次調査でドラム缶が出たようなとり方をしていきたいなということを考えておりますし、沈砂池のところについては一次調査で砒素とかが出たところでございますので、これについては掘りますので当然そのへん有害物は出していくという方向でやっていくんですけども、そのへんの有害物の見つけ方とかあるいは分析を掘るときにどうしていくかというあたりは、またやり方、方法についてお話をさせていただきたいなと、今ちょっとどうやってこうするかというのは。

住民：このへんの調査は二次調査ではないんですか。  
あるいは三次調査にするんですか。

室長：前からここ言うてましたけど、ここはゴムシートを敷いてますので、取って対策工でやっていくと言うてますから、取って掘りたいなということでの今の案でございますので、掘ったときに有害物の範囲をどうしていくのか、どう確定してどう出していくのかというやつは、これからちょっと考えたいかなと思ってますから。

いずれにしても、おっしゃっておられるようにここは今まで見たけれども関係なしに掘ってもう一遍埋め戻すということじゃなくて、ここでは、一次調査で（有害物が）あるということは認識しながら出していくという。

住民：はい、わかりました。書いてないけどもそれはきちっとやると、そういうことですね。

その次の1-3ページ、平成3年度の深堀穴というのは御存じだと思いますけど、それはここには書かれてないんですけど、多分このk c 3の上のクのほうの。

室長：そうですね。ここが深堀があったところでありまして、粘土を取っておったという話は認識しております。ただここは、その関係でボーリングをしておりますが、ここについては確かに深堀をしたものの、粘土層はしっかりあるということで把握しています。

住民：ただ、この8測線ですかね。

室長：8測線ですね、8測線の資料1の1-6の8測線の右側のほう、確かに深く掘られてますが、ここは粘土層が厚くて、ここには粘土層があるということで把握しています。

住民：側面だけですね。側面にk c 2。あ、k s 3の側面の修復。

室長：そうですね。ここはk s 3の側面の切断があると思われますので。

住民：2点あるんですけども、基本的にはこの鴨ヶ池復活計画という感じで、これは以前、私もこういう案でどうなのかということをお願いしていたので、大筋には基本的に賛成の立場です。

今回、御説明いただかなかったことをお聞きしたいんですが、まず県有地化のタイミングですね。この処分場は県有地化するというのを知事も約束されているとは思いますが、どの段階で県有地化されるんですか。工事の着手段階で県有地化されるのか、あるいは全部終わった特措法の期限が切れてから県有地化するのか、そのへんどういうふうを考えてるのかということをお聞きしたい。

それから2点目は、前回も私、岡治室長をお願いしてたと思うんですが、これ実際工事やっていく中では、想定外のことが起こる可能性がありますよね。実は底面を破っていたところをもっとひどかったとか、もっと狭かったとか、ドラム缶がほかにあったとか。そういうときの対応の仕方、つまり工事のチェック、修正、そのシステムをどう考えるのか、それもあわせて提案してほしいということをお願いしていたと思うんですが、今回それが全くないので、それについては、後から出していただくのか現在どう考えてるのかということをお尋ねしたいというのが2点です。

それから3点目は、今回この提案は、議会のほうにまず説明されて、その後私どものほうにこの場を持っていただいたというふうに理解してるんですけども、専門の委員の方々にはまだ出てないのかこの後出すのか、あるいは事前にある程度の打診をした上でこれが出てくるのかどうか、そのへんがよくわからないので、教えていただきたい。

以上、3点とりあえずお願いいたします。

管理監：それでは、1点目の県有地化のタイミングですけども、今おっしゃいましたように知事も議会でその方向でと言っておりますので、その方向でやることは間違いないと確信しております。ただ、例えば2年後にしますとかいうのはちょっと言えないんですけども、少なくともこの二次対策工でもって工事に着手できるということが明らかになった場合には、今の債権の関係の整理も含めて、できるだけ早くこの土地についても、今破産関係で別のところで管理してもらってますけども、できるだけ明らかにしてほしいということは聞いておりますので。ただ、そのためにはやはり二次対策が確実にこういう方向でやれるというような形でもっての方向が決まった段階かなというふうに思っております。

2点目の工事中の想定外ということですが、御存じのように全国各地で産廃特措法を使ってる工事が行われて、いろんなところで想定外のことが起こっていて、いわゆる最初の産廃特措法の期限である今年度までに皆終わると言っていたところが終われないとか、豊島のようにさらに何百億円追加が必要になったとか、いろんな想定外のことは当然こういう事案については起こり得る可能性があるかと思えます。場合によりましては当然、二次対策工の中で工事等あるいは工事に伴う監理等してもらわなければならないんですけども、その中でこういう、基本的な考え方で見ればこのようなことが起こったら当然これも同じ内容



やから取るべきやろうということで判断して、そのときは変更増とかいうような形で、明らかになった新しい事項に対応するための対応をとっていきたいというふうに考えておりますので、今、どんなことが起こるかというのは、あらゆることが想定できますので、すべてを想定することはできませんので、当然、工事の中で対応すべきものは対応していきたいという形で今考えております。

室長：それから、3つ目の専門委員の意見でございます。非常に、こういう案を提示させていただくのに、提示してからこんなものはだめだと言われても、ちょっと技術的、専門的な観点からだめだと言われてもひっくり返ってしまいますので、有害物調査検討委員会の委員さんにあらかじめ見ていただきました。評価としては、非常にわかりやすくしっかりした案だなという評価をいただいているというふうに思っております。あとはもう少し詳しくしながら、委員会でお示しさせていただいて、また意見いただきたいなと思っております。

住民：3点目はそれで了解しましたが、1点目と2点目はよくわからないので、再質問をさせていただきたいんですが、こういう方向でいくというところで県有地化ということは、環境大臣の同意をとる前には県有地化が行われると考えてよろしいですか、まず1点目の話ですけど。

管理監：基本的に、大臣同意の後という形になるかと思いますが、当然、こういう形で予算も要するわけですから、その中で、今後この土地をどうするんだというような話が県議会等でも出てまいりますので、そのときには明確に、二次対策工事の実施中の早い時期に県有地化というものを実現してまいりたいという説明はしていくべきやというふうに考えております。

住民：きょうの資料2のこの表を見ますと、平成25年度の4月から12月の間までに県有地化はすると考えていいんですか。大臣同意が平成25年の4月になってますよね。そうすると平成25年の4月、そして二次対策工事が始まるのが平成26年の1月の予定ですから、この間には県有地化をするんだと、そういう方向で今動いてるということですね。

管理監：実際に、県有地化においては、今の権利関係とかいろんな方が持っておられる土地がございます。その相続であるとかいう部分については

住民：そんなことは知ってるんですけども、やる気を聞いているんです。

管理監：ですから、やる気という部分については、今まで議会では、ここまで言っていないのかわかりませんが、議会では、知事は県有地化を視野に入れてやっていきますという答弁でしたが、実際にこれだけの二次対策をするに当たっては、その後どうするのかということも含めて、今の県有地化というのを公式に出していくという形になる。

ただ、具体的に何月ですかという点については、今の権利関係のことがありますので、いついつ何月になるから県有地になりますというところまでは、お答えが今できないというのを御理解願いたいと思うんです。

住民：よくわからないな。つまりね、対策工事前にはやるんだというふうに解釈していいですか。それとも対策工事が始まって、県有地化はまだ先延ばしにする可能性があるというふうに考えたらいいんですか、どちらですか。

管理監：要は、対策工事をしてる間は、県が代執行でやるわけですから、その期間の間に確実に県有地化ができればいいんじゃないかと思ってるんですけども。

住民：対策工事期間中には県有地化すると、そういうふうに解釈するんですね。対策工事が始まる前には県有地化しないんですね。

管理監：そうです。

住民：そういうことですね。はい、わかりました。

2番目の質問のところのチェックシステムの話は、私はシステムのことを聞いてるんです。例えば、ここで我々が同意してしまったら、それからもう我々の手を離れて、さっき藤本さんおっしゃったように想定外のことが起きたときには、県が適切に判断しますというのは当たり前の話ですけども、その適切な判断をチェックする仕組みは、どう考えてるんですかと聞いてるんです。それは、専門の先生方なりあるいは住民なり、あるいは栗東市なりがやっぱりかかわるべきなので、そのシステムがどういうふうに設計されるのか、それをお聞きしたかったんですけども、その点はいかがですか。

管理監：一次対策工の協定書の中にもいろんな問題、ここに書いてない問題が起こったときには甲乙協議するという形であったと思うんですけども、それと同様に、工事期間中も当然こういうような形で進捗状況であるとか今現在の進みぐあいとか、こういうものが出てまいりましたとかいうようなお話はさせていただくという中で、今おっしゃっておられるような明確なシステムなり、どういうものができるのかという点については何らかの形で考えさせていただきたいと思います。

住民：さっきからも言うけど、何らかの形で考えさせてもらう、考えさせてもらうプランは、いつ我々のほうに示されるんでしょうか。

室長：今は、大まかなやり方のざくっとした話を、ちょっとまたいつかの時点で・・・

住民：うん、わかりますよ。今の時点でそこまではできないもんだと、難しいですけど、どんな対策工案をつくるにしろ必要なことですから、それとは別に、やはり・・・

室長：そうですね、ざくっとこれの方針が、もし納得いただけるということであれば、早い目にそれに対する調査なりあるいは計画なりを策定するという手続がこれからずっとあるわけですけど、あと細かい話は、細かい話って細かいことはないですけども、それに付随してどうやってやっていくかということはまだいっぱい、いろんな決めることがございますが、並行してまた皆さんと話し合いをずっと続けていきたいなと思いますので、決めんならんことはまだたくさんある、その中が増えた・・・

管理監：何らかの形で、協定書の一文なりに、その観点からの条項を入れるなりというような形で、お互いに共通理解はできるようなものをつくっていければというふうに思います。

住民：それから、ちょっと観点違う話でもう一つ。  
資料4の説明がなかったように思うんですが。

室長：これは、後でまたこの議論が終わってから説明させていただきます。

住民：そうですか。

住民：1－7の二次対策工についての表の中について、少し御確認したいと思います。  
まず一番上の有害物の掘削除去についての数値が挙げられておりますけれども、それはあくまで二次ボーリングをやって調査した範囲内の掘削除去ですね。

参事：これまでの結果を踏まえて。

住民：一次対策はもちろんまた別途ということで、あくまで二次ボーリングのときの掘削範囲ということですね。紫色で書かれているところですね。

参事：その25万というのは、広く掘る部分とこのあずき色の部分とありますけど、それをあわせて25万くらいだと。そのうちの4分の1くらいを外へ出しますと。

住民：広く掘る部分ってどこですか。

参事：今の西市道側と経堂池側をずっと掘りますので。

住民：これはあれですか、いわゆる粘土層の補修の掘削土ということですか。

参事：そうです。こっち側とこことすべて掘りますので。

住民：それも入ってるんですか。

参事：はい、そうです。ざっとした話ですけども、ここを掘るので20万立米くらい、このあずき色のところへんで5万立米くらいで、合わせて25万くらいかなというふうに。

住民：ここは、それはね、有害物の掘削除去じゃないでしょう。

参事：ちょっと言葉足らずのところあるかわかりませんが、ちょっとまとめて書き過ぎかわかりませんが、廃棄物を取るの、このあずき色のところは基本的に有害物を取るためですし、このところについては有害物を取るところもありますし、それ以外の目的のものもありますけども。

住民：いや、だからそれはね、有害物を取るための掘削と、底面なり側面なりを遮水するための、補修のための掘削とね、区別していただきたいんです。そんなもんごっちゃにしたらだめですよ。

参事：まあ、西市道側とかですと、ドラム缶があると想定されているところですかいろいろ・・・

住民：でないかね、いわゆる有害物を取る場合は、やっぱり有害物の調査なりそういうことをやりながら、いわゆる除去範囲というのは当然みていかなきゃいかんわけでしょう。

参事：まあそれはそうですね。

住民：仮に、それが土砂にしたってですよ、有害物で汚染されている土砂は埋め戻すわけにいかんでしょう。

参事：ちょっと細かい話になってもあれですけども、今・・・

住民：いやいや、だから、それはね、ちょっとおかしいですよ。そんなもんだんぶり勘定で。

参事：今想定しておりますのは、このあずき色のところと、あそここの法面が急峻になっている西市道側と、沈砂池のところは環境基準超えているところがありますので、このへん、あとドラム缶のところですね。

住民：この25万立米にドラム缶は入ってるんですか。

参事：入っております。それは、目的としては、このへんはドラム缶を探す目的というのがかなり大きいんですけども。

住民：だからね、私さっき質問したのはね、この西市道側とか北のほうは、これは二次対

策の範囲じゃないんですかと、いやそれは何かやるんだからということで、どうもはっきりした回答じゃなかったんですけど。これとはまた違うというふうに説明されたでしょう。ここ見たらね、二次対策工についてですよ。

室長：二次調査というんじゃなくて、ここは底面の粘土層修復のために掘削しますので、その途中で出てくるところがありますので。あと今ですね、●●●さんがもうちょっと詳しい内容の、もうちょっときちっとこうした数字を出せって言われたんですけど、これはもう今、本当の概略の概略の数字でございますので、それはまた細かく詰めて数字は出していく必要があるんですけども、とりあえずの金額を出す概数でございます。そのへんちょっと御理解いただきたいなと思います。

住民：今直ぐに無理でございましたら、ぜひ宿題としてお願いしたいのは、一次対策の掘削量、それと処分量、それからこの二次ボーリングで範囲を決めた内容の有害物除去のための掘削量とそれから埋め戻し量、あるいは処分量でもいいですね、引いたものが埋め戻し量になる。それから沈砂池周辺の有害物の調査の掘削量、処分量、ドラム缶の掘削量、処分量。それだけ。いわゆる有害物の除去のための掘削としての内訳をお知らせいただきたいです。

それから参考までに、これはどんぶり勘定で全部入ってるのであれば、いわゆる遮水の、底面・側面の遮水のための、この工事のための掘削量、それを参考までにお教えいただければというふうに思います。

それからね、よろしいですか・・・

室長：そのへんをしっかりと出していこうと思うと、最後の設計になってくるんですけども、今それを概数で出す、分ける意味が、もう一つあれかなと思いますので。それはどれだけドラム缶出てくるかわからへんし、今のその底面遮水の掘削の場所も、今、明確にここを掘るんやという・・・

住民：別にね、場所ごとに、ざっくりと\*\*\*\*やられてるはずだから、そのざっくりしたやつでいいから教えてくださいということ言ってるんですよ。

それからもう一つ、次の質問ですが、この①の下の方に、周辺地下水の供給というのがございますね。周辺地下水の流入抑制というところで、これは次のページの図面で、例えば1-9の図面でいうたら、地下水の流入を抑制する透水層の遮水とか鉛直遮水工というのはどこにあるんですか、どこに書かれてるんでしょうか。

室長：1-9でしたら北尾さんの道の際の・・・

住民：これ、地下水の流入抑制ですか。

室長：浸透水が出ていくあるいは入ってくるということを防ぐために、鉛直遮水工と側面

遮水。

住民：これは、ですからこれは浸透水の遮水でしょう。

地下水の流入抑制というのは。

室長：だから、側面の砂層が見えたところは、たっぷり浸透水が浸かると出ていくことがあるし、浸透水の水位が下がると入ってくるのが入ります。両面あるということです。

住民：例えば、この処分場の南のほう、この図面に分別施設、水処理施設があります。この事務所とか\*\*\*、こちらのほうからの地下水の流入というのは、全然お考えになってないんですか。

参事：さっきここで説明させていただいたんですけど、こっちからの出入りもあるんですけど、基本的にはこっちは一番水の流れの上流側に当たりますので、入ってくるほうやと、汚いものは基本的に出ていかない。ただ、もうちょっとこれから調査のほうをしまして、確実にそのへんは抑えと。

あと、この工業技術総合センター側のほうから入ってくる水の量は、そんなに多くないと想定しておりますので、ここについては、ある程度は入ってくるけども、それについてはポンプアップしてやるという考えです。

住民：浸透水は入ってこないけど、地下水は。

参事：地下水は入ってきますけど、量的にそんな。

室長：断面の、今の説明資料の1-4ページの1測線を見ていただきますと、右側が工業技術センター側、左側が経堂池側ということになってまして、このk s 3というのがちょっとのぞいてますが、工業技術総合センター側のこの丘みたいのところ、法のところからk s 3が始まっているという状況ですので、余りこっちのほうからの流入というのはないのかなということでございます。

あと周辺の、後でまた説明させていただきますけど、地下水調査をやりますが、どのへんからk s 3の層ができたかということで、余り背面にずっと広い雨を蓄える面積を持つてるもんじゃないということでございます。

住民：わかりました。

それともう一つ、硫化水素ガスによる悪臭の項目で、原因物掘削除去というのがございますね。これは具体的に何をどのように除去しようと考えられているんでしょうか。ちょっと考え方だけ\*\*\*。

参事：25万立米掘りますので、そこに、例えばガス濃度が高くてまだガスの発生原因となっているような石こうボードなんかがあったらそれはどけますしというようなことで、

ちょっと具体的ではないんですけども、この25万立米掘削する中で原因と考えられるようなものについてどけますと。

住民：具体的に原因と考えられるのは、どんなものですか。

それはあらかじめいろいろ考えておかないと、実際の工事現場ではね。はっきり聞いておかないと。

参事：今、考えられるのは石こうボードかと思います。前の委員会のときの調査でもそういうような形で結論づけられてますので。

住民：その次のページで1-8ですね、処理するものと埋め戻すものに分別すると言われてますが、これはどういうような機械でどういうものを分別するんですか。埋め戻していいものと埋め戻しせずに適切に処理しなきゃいけないものと、どういうふうに機械的にこれを分別するんですか。

参事：細かいところはこれから検討していくことになりますけども、基本的には土と木くずとかコンクリートがらとかプラスチック類とかあると思いますけども、そのへんを大きさで分けるとかあるいは風を送って軽いものは飛ばすとか、あと磁石で金属類をくっつけるとか、あと最後は目で見て手で分けるところも当然出てくるとは思いますけども、そういう分け方をすると。基本的にはこのあずき色で塗ったようなところについて有害物があると、あと掘るところについても何点か有害物を確認しているところがありますし、沈砂地のところへんももうちょっと調査して調べますけども、それ以外のところについては土であれば基本的には戻せるかなというふうに思っております。

ただ、全く何も調べずにというわけにもいかないかなと考えますので、そのへんは専門家の方の御意見も聞いた上で、埋め戻すかどうかの判定基準みたいなやつはこれから決めることになるかと思はれますけども、どの程度の頻度で何するかというようなことで、戻せるものについては戻していくというようなやり方をしたいということです。

住民：土は基本的に戻すと、それは明らかに汚染されている土は戻すわけにはいかないですけども、そうでない土は戻すと。そうするとそれ以外の廃棄物、これはもう全部埋め戻さずに処理する、廃棄物は。そういうふうに考えていいんですか。

参事：プラスチックとか木くずなんかは出して処分かなと。コンクリートがらで汚染されていないやつなんかについては、砕いて砕石みたいにすれば有価物というふうになって、そういうもので有効利用できるのであれば使いたいというふうに考えております。

住民：汚染されていない土および汚染されていないコンクリートがら等以外は、すべて埋め戻さずに処理をすると、こういうことですね。

参事：基本的にはもちろんそうなります。それが、例えば小さいの1粒残らずということ

ろまでいくか、そのへんはちょっと現実的な判断基準がいるかなと思います。

住民：わかりました。

住民：私と●●●さんばかり言ってもしょうがないとは思いますが…。これは本来北尾さんが言うべきかなと思って発言を控えてたんですけど、発言がないので申し上げますけど。

この資料1-2の図と最後1-10の図を重ね合わせると、つまり問題のある箇所と今回、掘削する箇所が重なり合うわけですけども、北尾さん側の今公園のあたり、このところが今回の二次対策工では鉛直遮水壁はするんですが、何も手つかずになりますね。ここたしかメタンガスかなんかも出てた場所ですよ。それでいいんですかねというか、一応公園になっていたところですよ。地下水が入って、有害物に、浸透水だとかが流入するとガスが発生するとかという状況が、この対策工をやっても基本的には手つかずのままになってしまうのではないかなと。

室長：北尾さん側のほうは、ボーリングで有害物が出てない状況になります。課題としては、砂層が廃棄物層と接して縦に切れてるところについて、遮水して出入りがないようにするというのと併せて、全体の浸透水については、この沈砂池のところを低くしてそこに集めますので。

住民：いや、地下水汚染、浸透水汚染に関しては問題ないと思うんだけど、心配なのはガスなんです。ガスは問題ないですか。そこを。

課長：1-7ページをもう一遍ごらんいただきたいんですけど、表の1-1ですね、この地下水のところに書いてあるんですけども、対策基本方針の上から4つ目、浸透水水位低下とございますが、基本的に浸透水の中でそういった廃棄物土が触れることによって嫌気性状態が発生して、そこで微生物が反応してガスが発生するというようなことがございますので、地下水や浸透水水位を下げることによって、水位を下げればそこに空気が入り込みますから、好気性状態になってそういった嫌気性のメタン発生菌とかあるいは硫化水素の発生菌は発生しないというのが考え方です。

住民：よくわからないんだけど、ここのほうの管を通して要するに経堂池側のほうに誘導するんですよ、水を。そういうことですよ。そうすると、みずみちとして北尾側のほうから上から水が流れ込むという形で、むしろそちらのほうに水が入ってくることはないですか。

課長：ですから、水が入ってくるのは鉛直遮水壁で止めますよね。入ってくるものについては。

住民：この1-8の左側の図でいくと、鉛直遮水壁に沿って右から左のほうにみずみちが



流れるんじゃないですかと言ってるんです。

課長：水は、こういうふうに流れていますので、あるいはこうこう行き来していますから、ここでみずみちとして入ってくる分は止まりますよね。

住民：いや、そうじゃなくて、こう流れませんかと言ってるんです。

課長：ですから、こう流れたのは全部こっちへ集めます。この中については、ここへ集めますから。

住民：いや、だから白黒のところが必要にキャッチするところですよ。

課長：そうです。だから、ここで全部止めてしまうと。

住民：いや、だから、こういうふうに流れるんじゃないの、ここのチェックするところに。鉛直遮水工の・・・

課長：こう流れるって？

住民：そうそうそう。

課長：こう流れる？

住民：うん。

課長：ここも、このパイプも水がくるようになってますから、・・・

住民：だから、そっちに向かって今のように流れたら、当然ながら公園の下のところに水が入ってきますよね。むしろみずみちが生まれるんじゃないですか。

課長：公園の下に流れるというのは。だから、水が今入ってくるなら、こう入ってきますよね。でここを全部こういうふうに押ししてしまうんですよ。

住民：そうそうそう。そうすると、この鉛直遮水壁の内側に沿って経堂池のほうのみずみちが生まれませんかということです。

課長：ですから、そういう形で水がするする流れれば、停滞することによって嫌気性状態が発生するわけですので、水が停滞してその水の中に入ってる酸素が食われて嫌気性状態が発生するわけですから、水がある程度入れ替わっておれば、これは嫌気性状態が発生しないわけですので、微生物の反応は遅くなってそういうメタンとか硫化水素は発生

しない。

住民：みずみちが、水が流れ込んでもそれは流れていけばガスは出ないだろうというふう  
に判断できるということですね。

課長：はい、停滞することが問題なんです。

室長：供給をかなり絶って、流して、抜きますので、水位を下げますので、雨で一定の部  
分は浸透しますが、これはすぐにまた沈砂池のところへ流れ込むような全体の構造にし  
たいというふうに考えてるんです。

住民：そこには有害物があるんじゃないの。

室長：とり残した有害物は当然あるかもわかりません。それは溶ける部分もあるかもわか  
りませんので、水位を下げることによって水に触れる確率を低くして、溶け出ても沈砂  
池のところに集まったやつは、水処理して下水道へ流します。

住民：やっぱりそこもきれいな土にしてほしいね。

室長：それはですね、今の有害物調査をしましたので、その有害物を取るというのがこれ  
のストーリーの始まりです。

住民：いえいえ、さっき後でお話しするって言った図の資料4と重ね合わせるとわかる  
んだけど、谷筋になってるところに、要するにいろんな悪いものが集まってくるんだ  
よね。今回の対策は、鴨ヶ池だったという谷筋のところを抑えようという両腕を広げる  
形になってるわけね。この参考図1-9と資料4の6-2を合わせてみればわかるんだ  
けど、そうすると右手は確かに広がってるんだけど、左手は止まっているんだよね。だ  
からそれは素人目に見てこれでいいのかなというふうに思うんだけど。

室長：北尾側の方と、確かに谷筋は2本あって1本は西市道側の方と。今日はつけてませ  
んがこういう谷筋表を前つけさせてもらいました。この谷筋に沿って流れてきて北尾さ  
んの方にあるものについては、北尾さん側の、沈砂池のもう少し北側でも粘土層が破壊  
されてるかもわからんと。ここ深いんです。ここへ流れ込んだやつをそのまま下に溜ま  
らせずに沈砂池のところに持っていききたいなということで、ここをどんどん吸い上げる  
ことによって全体の水位が下がると。先ほど言われたような北尾さん側の方に流れがず  
っとみずみちができるような流れというのは、当初はあるかもなとは思いますが、  
ぐっとここを吸い上げることによって、中に溜まっている水位がぐっと下がることによ  
って、そういう流れは最終的には少なくなってくるというふうなぐらいまで水位が下が  
るやろうと。

住民：そのあんまり細かい話を今の段階でしてもしようがないなと思ってたんだけど、ついでにお聞きするんだけど、この水処理施設というのは、どの程度稼働させるんですか。24時間稼働させるんですか。それとも定期的に動かす。

室長：これは24時間となっていて、ちょっとこれまだ水量とかいろいろなこと計算して精密なことを出していく必要があるんですけど、工事中は、かなり吸い上げる必要があるのかなと思いますし、最終的にこの水量が減ってキャッピングした後は、水位が下がれば、後のランニングとしてはどのぐらいの容量を揚げたらいいいのかなというのはかなり計算して出していく必要がありますが、基本的に24時間揚げるということになるかなと思います。

住民：1-10のこの二次対策平面図のピットの大きさが余りにも小さくて、これでいけるのかなと。

室長：このピットは、水を揚げるための、そこに水の水面が見えるようにつくるものでありまして、ここに、ちょっとまだ計算上あれですけど、1万m<sup>3</sup>ぐらいの水が貯まるぐらいの間隙率を持ったぐり石あたりを詰めてですね、そこに大容量の水が貯まる。

住民：この程度の小さい水槽をつくるわけではないわけね。

室長：その水が溜まった・・・

住民：水槽自体はもっと大きいのか。

室長：そうそう。そこから汲み上げるのがピットで、そこについては水がどぼっと見えるような形。

住民：そうすると池はこれまでと同じぐらいの池ぐらいあるんですか。

室長：これは今後詳細に詰めていく必要があるんですけども、ある程度のものが貯まるようなもので、この処分場全体の中で一番低い位置に水が貯まる構造にして、それが抜けないようにして、そこへ貯めたものをピットから汲み上げると。汲み上げ口のことだけです。ピットは。

住民：そういう意味なんですか。

室長：ええ、だからここには相当な大きさの水のタンクみたいなものができるんです、プールみたいなをつくるわけじゃないですけど。

住民：これは、●●●さんが言うべきことだなというふうに思いながらお聞きするだけ

れども、この処分場でもし事故があるとすると、大雨が降ってここの水が経堂池に流れ込むということが考えられるのかなと思ったんですが、そんなことはないわけね。

室長：だから、そこそこ降っても。これはキャッピングしますんでね、ある一定の量しかしみ込まないようなコントロールしながらやっていながら、当然、水処理施設に至ることがあるんですけど、それがどれくらいの間で復旧して……。ここの中へ貯まる容量とかそのへんを計算しながら、もう大雨が降ったらどばっと超えてどっと溢れ出すというような構造にはすることはできないかなと。そのへんの保険といいますか、そのへんの容量をどうしていくか、水処理施設の構造をどうしていくか、そのへんは今後詰めていくことになるかと思います。

住民：どんな工事とか装置にあっても、何らかのトラブルを起こすことは十分考えられるわけで、そのときにリスクアセスメントということが必要だと。この工事をやって、もしトラブルが起きるとすると、どういうことなのか、それはどういうふうに想定されているんですか。完璧にこれで大丈夫だって言われるとかえって信用できないので、正直に、ここがひょっとしたら問題になるかもしれんけども、そこはこう考えてるということとを教えていただいたほうがいいんですけど。

室長：確かに今おっしゃるように、構造的に水が、中に溜まった浸透水が外に出ていかないようにしてここに溜まった水が、それは雨水等はコントロールしながら、溜まった水はこの沈砂池に自然に流入するような構造にしたいと。そこを汲み上げるので、おっしゃるとおりこれが止まってしまったらそこから溢れていくんじゃないかというようなことがありますので、そのへんは水処理施設の故障とかそういうことも想定されますので、どんだけ分の水が貯まるようにすれば、復旧して安全にいけるのかというようなことも含めて、いろいろこれから検討していく必要があるんだと思います。おっしゃるとおり、そのへんが注意して考えないとあかんところかなと思っています。

住民：他に無いの。

ここがトラブル起こる可能性、というところ、正直なところ教えといてもらいたいんですけども。水処理施設が故障して、水が処理できなくなって経堂池とか周辺に流れる可能性は否定できない。

室長：だからそこを。

住民：ならないように対応しますと。

室長：ならないようなことを考えなあかんと。

住民：他には。

室長：今ちょっと私はあまり思いつきませんが、そういうことのないような自然の水の集中みたいな構造にしてということ。

住民：さっき言ったけど、これによってガス発生も低減していくというふうに考えてる。

室長：そうですね、水に浸かったところが少なくなれば、硫化水素もメタンも・・・

住民：問題がない。

室長：もしも発生したとしても、キャッピングがある。キャッピングをしっかりすることで、出た部分も飛散を抑制するというようなこともやろうと考えてますので。

住民：考えられるのは水が溢れるか、あとは予想以上に安定化が遅れるか、考えられるのは、6年プラス3年くらいでおさまりに切れない場合もないことはないなあ。

室長：それはもう何年かかるかというのは、一応書いていますけども、これは期限内という・・・

住民：どうせあれだったら、こういうリスクは、やっぱりあるということを正直に我々に開示してもらったほうがいいと思います。

室長：当然、底に溜まった水を汲み上げて水処理施設で処理していますが、それは定期的に見ながら、当然3年と書いていますけど。

住民：中村さんが何か言いたそうなので、専門家の立場で。

課長：今の\*\*\*は工事の期間であって、その後の、水処理施設をどこまでメンテナンスしなければならぬかは、これはその状況を見ながらいかないとはいけません。もう少しかかる可能性はないことはないと思います。

住民：廃棄物の掘削・分別・埋め戻しという件についてなんですけど、私マスコミで25万 m<sup>3</sup>を掘削除去するもんやというふうに誤解して、すごいことするなと、我々ずっと前に要求したのは30万 m<sup>3</sup>を除去してほしいというふうに言うてたもんですから、それに近い数字を県が提示したんやなというふうに誤解してたんですけど、今聞いてみたら、4分の3は埋め戻すということを知って、あれ、話がちょっと違うなあというような感想でこの会議に臨んだわけなんですけど、その4分の1と4分の3ということが、今までの廃棄物処理の事例で、ある程度目途があつての話なのかどうかということです。そうでなければ絵に描いた餅で、話が根底から狂ってくるし、その点をもう少し明確に示してもらわないと、この二次対策の計画そのものが全く絵に描いた餅になってしまうので、そのへんはどの程度根拠を持っておっしゃってられるのか、ちょっと教えてい

ただきたいというふうに思います。

管理監：この数字につきましては、平成19年にボーリング調査したときのいわゆる廃棄物組成、採った土の性質を見たら、いわゆる土砂主体が53%、コンクリート・アスファルト類が27%、それ以外の合成樹脂とかゴムとか紙とか木竹、金属、ガラスというものが残りですというような廃棄物の組成から、とりあえず4分の1という数字を、これを単純に足すと80%なんですけども、土砂の中でも先ほど言った汚れている部分とかいろいろなものがまた出てくるかもわからないので、とりあえず今は4分の3については埋め戻し可能かなと。

ただ、先ほど40億円から70億円と工事費の幅が大きいのは、この分がさらに5%とか下がってくるとその分は当然出さなきゃいけないという話になりますので、そういう意味で工事費の概算額に差があるというふうに理解していただければと。

なお、これから再度、廃棄物組成については、もう少し試料等を採って固めていきたいとは思っております。

住民：ある程度根拠があるということをお聞きしたわけなんですけど、じゃあ70万 $m^3$ そのものを4分の1と4分の3に分けて、4分の3を戻して4分の1をやったとして、したら他のところは余り対策しなくてもよくなるんじゃないかなと。だから予算としては、全量掘削分別で埋め戻しも含めて、そういう対策ができるとすればいかがかなという、そのほうがお金の使い途としては効率がよくなるんじゃないかと。

例えば70万 $m^3$ の4分の1となると17万5千 $m^3$ ですね。この分を有害物として全部処分すれば、1 $m^3$ 2万円とすれば35億円で済むんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがなんでしょうね、そのへんは。できるだけコストを安くして、しかも間違いなくできる方法という、将来危惧が残らない方法とするのは、そういうことじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですかね。

管理監：以前から前の部長も言ったと思うんですけども、あくまでも産廃特措法でもって対応するという場合に、有害物というのは今のところ基本的には環境基準オーバーのもの、そのためにボーリングを相当掘りましたと。そこで見つかった環境基準超のものは有害物として出せると。ただ、ここにあるのは有害物かどうかわからないので、とりあえず全部一遍掘削しますというのだと、いわゆる経済的・合理的という観点からいうと難しいなと。今おっしゃるように70万 $m^3$ 全部やったときは、もちろんもっとすごい期間がかかりますけども、さらに金額についても、分別とかいろんな経費がかかりますので、それでもって安く済むという形にはならない。

今ですと、いわゆる地下水汚染という最大の支障状況を何とかクリアするためにこういうみずみちをつくって、水を集めてなおかつ外に出ない、あるいは外から地下水が入らないというような対策をとるために、この関係する部分とさらに粘土層の修復が必要なところを修復するために掘るといような形の対策でもって、それらの支障除去についてやっていきたいというふうに今考えて提案させてもらっているところですので、その点御理解いただければというふうに思います。

住民：その4分の3は、今このへんの\*\*\*初めて聞いたねという話をしてたんですが、一次対策には波及しないんですよ。一次対策は、全部掘ったものは出すんだと、埋め戻すことは処分場じゃないんだからできないんだよってという話でしたよね。ちょっと確認なんですけど。

室長：一次対策は、この二次対策の分別施設ができるまで、有害物じゃない部分は置いとくということを言うておりましたが、この分別施設ができるのを待つという。

住民：そうすると一次対策で。

室長：一次対策で、例えば VOCs の高いところ、これは10メートル四方のある一定の区画を全部出してしまいます。分別せずに。せずにとというか、受け入れの方でこういう大きい物はあかんとか言われるとまた分けて別に出す必要があるかもわかりませんが。あとドラム缶については、ドラム缶なりその漏れてたらその分は処分しますから。

住民：聞きたいのは、一次対策が掘り出したものの中に埋め戻すものもあるんですか。

室長：それで、ドラム缶を掘るためにその上とか周りとかを掘る、その全然大丈夫なやつは二次対策の分別ができるまで置いとくということです。

住民：そうすると、一次対策もこれ、4分の3ルールが働くというふうに考えて。

室長：そうですね、一次対策で言うてましたのは、想定として1万 m<sup>3</sup>掘って約2千 m<sup>3</sup>くらいは出すのかなと言っていました、2千 m<sup>3</sup>というのは有害物の部分でして、残りの、差の8千 m<sup>3</sup>については、その4分の3ぐらいいは埋め戻せるのかなという。

住民：一次対策でも、かなりのものは外に出さずに埋め戻すようにプールしておく。

室長：そうですね。一次対策のような少量で分別の機械を持ってくるのは非常に非効率なので、1万 m<sup>3</sup>のうち2千 m<sup>3</sup>は出して、残り8千 m<sup>3</sup>のうちその4分の3は埋め戻せるのかなと。これは1万 m<sup>3</sup>のうち2千 m<sup>3</sup>というのはわかりませんが、掘ってみないとわかりませんが、そういう。

住民：この25万 m<sup>3</sup>というのは、持っていく量それとも掘削する量？

参事：掘削。

住民：そうすると、持ち出す量はこの4分の3だと6.3万 m<sup>3</sup>。そうすると70万 m<sup>3</sup>あって1割くらいしか出さないの。そんなん納得できない。1割、だってあそこ40万 m<sup>3</sup>

が基準だよ。それ70万 m<sup>3</sup>あって、それで7万 m<sup>3</sup>だけしか出さないっていったら住民納得するわけないじゃん、そんなんじゃ。

室長：これはですね、有害物探してきましたので、その有害物の探せた分を出す。それと、今のこの西市道側、経堂池側については、他の要素もありますから、遮水をするために掘るといことですので、容量をどうするかというあたりについては、有害物は有害物調査の結果で出すということですので、そのへんはちょっと御理解いただかないと。

住民：いやいやいや、そもそもだから40万 m<sup>3</sup>の基準上の70万 m<sup>3</sup>のごみがあるというのはおかしいだろうというのがね、これは住民が思っていることで、それは基準内におさめてくれるでしょうって、対策をするならば。それはあるんですよ。だから前から言っているように、その30万 m<sup>3</sup>くらい持っていってもらうのに、それは有害だというふうにもっていってこれればいわけで、ここは安全だというふうにもっていかれちゃったら、全く我々が望んでいるのと逆じゃないですか。7万 m<sup>3</sup>しか持っていかないなら、住民さんも納得しないよね、その程度じゃね、全部。プランニング自体は、私はいいと思うけど、もう少し廃棄物を出す方向で修正してもらえませんかね。

室長：そういうことは調査の結果でというふうなことで。

住民：ということは、4分の3じゃなくて、もっと有害物が多かったってことは十分考えられるわけだよ、掘ってみると。それちょっと逆だった、4分の3は有害物だったということもあり得るよね。

室長：思いとして許可を超えた分というのは前から聞かせてもらってらってます。その思いがあるというのは十分聞かせてもらってはいるんですけども、許可を超えた分を出すというようなことはできない。

住民：わかってる、わかってる。それはわかってる。

室長：ということと、これ非常に思い切った案として出させてもらって、見える形で対策をさせていただくということで、非常に工夫した案なので、量に戻っていただくと、これはもうなかなか進まないのかなと思うんですけど。

住民：いや、だから確認したいのは、4分の3は想定ですよということ。だから実際は、有害物が多かったということはある得ますよねということ。

室長：それはですね、金額の幅40億円から70億円と言うてますので。そやけど、今ここで何か、何を思ってしゃべっておられるのか、そんなことは別として、先ほど言いました組成で80%くらいが土なり、がれきなりという部分なので、その数字を利用すると75%で想定するのがいいのかなというところですが、それが・・・



住民：そうすると、組成が8割くらい土だとかっていうと、あそこの処分場は70万 m<sup>3</sup>ないっていう可能性も出てくるの、そうしたら。

そちらの70万 m<sup>3</sup>の要するに推定をしたのも県だし。

室長：土というのは、廃棄物の容量の中の組成として。

住民：ただ、その廃棄物の容量70万 m<sup>3</sup>ってどういうふうにして計算したのかわからないけども、あそこにある例えば面積と高さということで出すんですしょう。それで実際に見てみたら、8割が土砂だったということになると、そうするともう少し70万 m<sup>3</sup>より少ないって可能性はないの。

室長：地山までの高さ、それぞれ高さはまた見ていただいたらあれですけどでこぼこしていますけど、それと面積で計算すると、そこにこういった覆土も含めて廃棄物等、計算すると70m<sup>3</sup>ちょっとというような数字になってくるということです。

だから、土があるんで廃棄物が70m<sup>3</sup>じゃなくて60m<sup>3</sup>になるとかそんなことではないんですけどね。覆土も含めて土まじりの廃棄物ということで、それは容量の中に入っているべきものです。

住民：いや、だからそれは、掘ってみると4分の3は埋め戻すもの、埋め戻しても大丈夫だっていうことは、4分の3は要するに違法物ではなかったということですか。安全な埋め戻してもいいものだったということですか。

室長：違法物とかどうかという観点からいうと、先ほど藤本の方が言いましたように土砂主体のものが53%、コンクリート・アスファルト類が27%、これを足して80%ということになります。

ただ、それが汚染されてるかされてないかはまた別の話として、組成としてはそういうものであるということです。

だから、それも含めて七十何万 m<sup>3</sup>、埋め立てたものは、土砂主体のものも埋め立てたものです。けどそこから分別することによって、埋め戻し可能物を再生するというか、あるいはコンクリート殻も先ほど言いましたドレーン管の周りに置くものとして利用したりですね、そういうことに使っていける。汚染されてないものについては、そういうものに使っていくと。

住民：話をもとに戻すと、要するに70万 m<sup>3</sup>あって、場外に持ち出すのは今のところ7万 m<sup>3</sup>くらいであると、そういうこと書いてないから非常にわかりにくいんだけど、そういうことだね。

住民：数字でね、6.3万 m<sup>3</sup>っていうのは25万 m<sup>3</sup>のうちの4分の1。じゃあ有害物は何ぼあるんですか。廃棄物で例えばさっき\*\*\*がどうのこうのって言っていましたよね。

あずき色のところは何ぼあるんですか。

参事：それはちょっとざっとした話なんで、有害物はこのあずき色のところプラス西市道側平坦部ですとか沈砂池のところとかにもありますので、そのへんを含めて何ぼかあると。それ以外に、廃棄物だから出さなあかんものは、さっき言うたプラスチックとか木くずとか金属類とかありますので、そのへんをあわせて6.3万 $m^3$ くらいということで、ちょっと内訳がどんだけというところ・・・

住民：6.3万 $m^3$ というのは、組成から計算して4分の1やろうと、そういうことは25万 $m^3$ 取って4分の1やったら6.3万くらいやろうと。そしたら有害物はないんですか。有害物はないんですか、汚染されたものは。

参事：いや、ありますよね。

住民：汚染されたものは別として、4分の1の組成物が廃棄物やということを推定されて、4分の1を出すという、その25万 $m^3$ の中から。それが大体6.3万でしょう。それプラスアルファ有害物というのがここに、あずき色のところがあるん違うか、ということじゃないんですか。

参事：ちょっと想定で想定になってあれなんですけども、許可品目以外のやつは先ほどのやつでいくと1割くらいですので、もう数字の遊びになりますけど、今25%くらいは出さなあかんと、そうすると、1割くらいは許可品目以外のものがあると。あとそれ以外の15%に、有害物と、掘削に伴って出てくる廃プラとかがあるような形になるので、ちょっとそのうち有害物がなんぼやと・・・

住民：平成19年に調べたときの組成の中に、有害物というのは入ってるんですか。

参事：これは組成の話ですけども。

住民：その中で有害物というのは入ってたんですか。

参事：これはそういう視点で調べてないんであれなんですけども。

住民：いやだから何か、4分の1は取りましようと言うけど、そんななかで有害物はどんだけ取るのと言われると何か・・・

参事：それは、あずき色のところについては、ちょっと今直ぐ数字は出ませんが計算すれば出るんですが、それ以外のところはちょっと。

住民：想定してはるでしょう。あずき色の部分。

参事：ええ、ここでちょっと直ぐには計算できないのであれですけど、(あずき色の部分は) 出せます。でもそれ以外にもありますので。

住民：分けて数字出してもらったほうが、私らどんだけ取らあったかが分かりやすいです。数字が違うのはしょうがありませんので、あらかじめ、でもどれくらいで考えてるかとか。

全体に有害物がどんだけ投棄されて、どんだけ埋まってるかと、この中でわかっている有害物というのはこのくらいで、これは取りましよう。あとはこれだけ一帯で残りますよ。そういうことになりますよね。

住民：●●●さん、ですからね、さっき質問して宿題ということでお願いしてるのは、一次対策と二次対策、それからそれ以外の北側とか西市道側の有害物調査、その掘削量と処分量、それを出してくださいと。今、全部どんぶり勘定でわからないと、だからそれはね、どんぶり勘定といえどもそれぞれを累積したものがこの25万であり、6.3であるはずですから、これはやっぱり大ざっぱな累積根拠というのは絶対あるんです。だからもう少し見ってもらって、それをちゃんと報告してもらったら大体わかります。

参事：ちょっとどこまで出せるかわかりませんが、少なくとも考え方をもうちょっとわかりやすい形で提示させていただきます。あとこれから調査していかんとあかんとところもありますので、そのへんはちょっとまたわかってきたら、もう一度具体的に細かく出すことはできると思います。

住民：ちょっと確認ですけども、この二次調査のあずき色のマスで囲まれてる、これは10メートル四方で厚みは3メートルのものとか2メートル、ちょっと半端もありますけど、基本的には3メートル。だから10掛ける10メートルの3メートルですから、300m<sup>3</sup>。これが1つの単位ですよ。このあずき色で囲まれているところは300m<sup>3</sup>は全部処理ですね。これはもう分別しない。

室長：300m<sup>3</sup>は出します。けども分別して出さんと受けてもらえへんかもわからないので。

住民：その上とか上下だとか、そこは当然分別でしょうけど。

室長：当然、想定の足し算になってきますけども、そのへんも二次調査の結果で、足した中であつと計算を。

住民：いや、だから、これはちゃんと累積、個々のね。300m<sup>3</sup>については全部処理する。そういうことをはっきりして。

室長：非常に、ちょっと今出させてもらったのは、300m<sup>3</sup>を単位に測定しましたので、それは、ボーリングのこのあずき色のところについては、300m<sup>3</sup>単位のもので。

ただ、もしかすると分別しないとでかいもんは受け取ってもらえないかもわからない。そういうときは分けていかないと。確かに言われるとおりですけども、何せこの西市道側それから下流側のところの掘る量自体も非常に大きなもんですけど、これから考えていく話なんで、金額をざっと出しておりますので、今後の当然重要な部分として伝えていくところですので。

住民：ですからできるだけ早く、それはできる範囲で結構ですから。必ず出していただきたい。

住民：余り時間がないのでたくさんは話せませんが、一応、●●●としては、対策工に当たったの要望と要求というのを県のほうに提示してますので、その内容を一つ一つチェックして対策工にできるだけ入れてもらいたいと思ってます。

皆さんの今日の意見の中にもいくつか出てます。もちろん不法投棄の件に関しても出していただきたいということなんですが、その中に、要求・要望の中に、建屋のパイルが打ち込まれてるんですよ。あれがちょっと気になってるんです。今日いろいろ修復ということで話、聞かせてもらってたんですが、洗面器のところがあちこち破れてるんでそれを修復したいということで、1-8、資料1-9に書かれてまして、最後が二次対策計画平面図というのがあるんですが、あそこはks3を修復しますよというもの。ところが、その下流域に井戸があるんですね。3-1、市の事前の2とか7とか。その水質を見ると、CODでも30という高いあれだし、電気伝導度も高いし、1,4ジオキサンも基準を超えてるという井戸がありますね、西市道側。それはks3の下、ks2の水質なんです。ks2の水質なんです、浸透水と同じような汚染されたひどい状況になってます。1-9というところの右側のグレーの色づけされている遮水修復工とありますけど、その井戸は10メートル下に水があるわけですね。10メートルか11メートルぐらいのところの水を汲み取ると状況がそうなる。今回修復した底面よりさらに下が汚染されてわけよね。ここを修復することによって、それは直るのか、よくなるのか。いや、私はね、建物のパイル142本ほど、40センチから60センチのものが、20メートルか24メートル打ち込まれているんですね。要するに洗面器の底にくぎでぼこぼこぼここっと打ち込んだ状況にあるわけです。142本以上ですよ、ガス化炉の本体の他にもまだ打ち込まれたままですからね。そういう状態で、そりゃもちろん廃棄物の上に建ってるわけです。そのへんの汚染物が下へ落ち込んできて、今回修復しようとする床面遮水壁のさらに底に流れてるやないかという心配をしてるんです。そのへんをひとつ検討していただきたいと。あの建屋のパイルは、あのままほっとくわけにはいかん。くぎで何本も打ってるという状況ですけど、それは取り除いてきちっと修復する必要があるんじゃないかと。県の考え方からいけばですよ、今回の考え方からいけば。当然そこも必要になってくるんじゃないかと思うんですけど。まず検討してもらいますか。

参事：前からそういう御心配は聞いてますけど、今は杭が粘土層を破って突き刺さっている状態ですので、それを抜いた場合、抜きっ放しにしたら余計ひどい状態になるというように考えられますので。今日お示したやつでは、大きく3カ所のところとあと周囲4辺のうちの3辺をとめてやれば、基本的にはほぼ改善、大幅に改善されるだろうと。水位を下げますので、このあたりについてもそういう浸透水が流れ出す恐れとしてはかなり下がるかなというふうに考えているということです。

住民：直すのはk s 3のところですよ。それで、今言う杭を抜いたら問題起きるといいますが、柱状図3本ほどありますけど、資料。RDが。あれ、即砂地なんです。廃棄物、砂地でずっといつてるわけ。粘土層がないからそんな心配というか底へ抜けてしまっているという状況なんです。修復したさらに下へ流れてますでしょうっていうこと。洗面器の下が汚染されてますよ。ぜひ1回、図面と見比べてもらって検討してもらいたい。

参事：今おっしゃったことはもう一回確認させていただきますけども、ちょっと時間もあれですので、話はとりあえず受けさせていただきます。

司会：資料3の説明にございます、この議題1番の二次対策工案についてなんですけども、ご了解いただけるということによろしいでしょうか。

住民：まだまだ聞きたいこといっぱいある\*\*\*。

室長：今の二次対策工の方針につきましては、いろいろ御質問もございますし、廃棄物量の計算も、もうちょっとお示してさせていただくというようなこともございますので、まだちょっと質疑が十分でないかなと思えますが時間がきましたので、またほかの議案もございますので、次もう一回申しわけないですけど、集まっていただきまして話し合いさせていただきたいなど。早急に日を決めさせてもらって皆さんとまたここでやらせていただきたいと思っております。来週とかいうぐらいの日程でまた話し合いさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

来週の5月30、31ぐらいで、いかがでしょうか。水曜日、木曜日、よろしいですか。30日でよろしいですか。済みません、何遍も申しわけないですけど。

そうしたらちょっとまだ時間が十分じゃないので、5月30日の7時から、ちょっとまだ場所は未定ですけど、ここがとっていただけるようならここでさせていただきたいと。

住民：私は、ちょっとぐあい悪いんですけど。前、ぐあい悪いっていうのに強引にやられたことがある。大事な内容であるものはぜひ。

室長：30でも31でもあれですが。31は。

住民：30は外してほしいです。

室長：そうですか。そうしたら31いかがでしょうか。また31日にすると都合悪い方いらっしゃるかもわかりませんが。31日の木曜日。ちょっとまた御連絡させていただきますので、またよろしくをお願いします。

司会：でしたら、資料3と資料4につきまして、残りの時間で説明させていただきます。

主幹：それでは、資料3の平成24年度の最終処分場周縁地下水調査のことについて、御説明させていただきます。

資料3です。周縁の地下水調査につきましては、これまで県と市それぞれ両方で実施してきましたが、今年度から栗東市さんと調査井戸につきまして、調整をさせていただきました。非常に近接している部分については一つに絞るなど調整させていただきました。御配付している資料3の地点で、今年度から県のほうで実施することになりました。

資料3の表1枚目が全体の図面になりまして、裏面にこのRD処分場の周縁の調査位置を示しております。

次、資料4のほうですけれども、こちらは2月の話し合いのときにもちょっと御説明させていただきましたけれども、RDの周辺の地下水の状態を調べるために8カ所に井戸を設置して地下水の状態を調べて、このRDの汚染が広がっているかどうかを確認する。あるいは赤の線で書いておりますけれども、高密度の電気探査をやりまして、電気の通りやすさ通りにくさで地面の中の状態を把握する調査を今回、実施します。

青い丸で示しておりますけれども、まず右のほうRDの上流側、工業技術センター側に井戸を3カ所設置します。あと周辺、ちょっと下のほうにいけますけれども、栗東市さんの排水施設の近く、あとは国道のバイパスの近くの山の中。あと下流側にいけますと、栗東市さんの公園予定地がございます。その中で3カ所、合計8カ所の調査を今週から順次やっていきますのでよろしくをお願いします。以上です。

住民：ちょっといいですか、今の質問。

調査井戸の集約というか整理については、効率よく予算を使うためというのは理解できるんですが、この地下水調査、高密度電気探査の目的をもう少しはっきり教えていただけますか。

参事：目的としましては、処分場周辺の地下水の流れがどうなってるかをもうちょっと広くとらえようというのが目的でございます。

住民：これによって、地下水の流れがわかるんですか。高密度電気探査することで。

参事：そうです。はい。

住民：地下水の流れがはっきりわかる。

参事：はい。今は経堂池向いてのほうはある程度把握しておりますけど、もう少し横方向、西市道側ですとか●●●側ですとか、あるいは工業技術センター側ですとか、そのへんがちょっと不十分というような委員会での御指摘もございましたので、本当はもっと早くすべきやったかなと思いますけど、もうちょっと広く流れを把握しようという目的でやるものです。

住民：はい、わかりました。

住民：モニタリング、水質のモニタリング調査、これは決定なんですか。これを基に住民と話し合いたいということなんですか。

参事：県と市で話させていただいて、これでさせていただきたいということでございます。

住民：前もお願いして、次回で考えますというような感じだったと思うんですけど、平成3年度の深堀穴、井戸がありますよね。いろいろな有害物が出てました。そこをやってくださいよということをお願いして、一応やるような思いやったかなと思ってんですけど、ぜひそれ入れてほしいんですけど。●●●の近くの浸透水ですけど。あれ、VOCsも出てましたしね。浸透水としては観測するのは適当かと思えますけど。

室長：時間があれなんで、ちょっと今のは保留にさせてもらいたいと思います。

ちょっと別件であれなんですけど、有害物調査検討委員会の先生方の日程を調整してもらいましたところ、6月17日の日曜日に5名の委員さんの都合があう日がございます、6月17日に午後いつもの時間で、ここで実施させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

住民：済みません。先ほどの続きなんですけども、Cの1という井戸なんですけど、COD、BOD、これは処分場の基準を大きく超えています。塩ビモノマーも大きく超えています。こういう状況も、汚染された井戸ですので、ぜひそれは外さないようにしていただきたい。

それと、栗東市さんの井戸を3本、県のほうでやられるというんですけど、今後は栗東市さんは、その井戸はしないということですか。それで、残りは続けてやっていくという意味ですか。今までのものは、栗東市さんがずっとやってこられましたね。そのうちの3本は、県のほうにやっていただいて、栗東市さんはその3本だけはしないということですか。

市課長：いえ、今まで栗東市は9本の井戸をさせていただきましたけども、そのうち県のほうで全体、総合的に勘案されてこの3本を使いたいということですので、この3本を県のほうにやっていただくと。周辺の地下水については、これですべて今後やっていただくという考え方です。

住民：栗東市さんは。

市課長：これ以上しません。

住民：今後はモニタリングはしないということですか。一切しないということですか。

市課長：従来どおり経堂池と三ツ池とそのもっと下流の例の\*\*\* 8本の井戸については、従来どおりさせていただきたいと考えてます。

住民：8本の井戸とは。

市課長：下流の農業井戸とか、出庭とか。

住民：処分場の周りはしないと。

市課長：下流井戸としての8本の井戸プラス池の2カ所の調査は。

住民：事前とか市の2番とかああいう問題のある井戸がいくつかありますよね。それもしないと。それは誰がするわけですか。もう一切ないということですか。県もしないということですか。

市課長：そうです。栗東市としてはしませんし、全体的に総合的に判断されて、県の3-1とか。

住民：しかし、今までずっとモニタリングしてきて、これで対策をやっぺいこう、対策をやります、対策後どうなったか、大事な井戸なんです。それでも平気なんですか、やめちゃうと。そりゃ栗東市さんもそれを監視する必要はあるん違いますか。対策をするんです。対策をした後、どうなったか。一番大事なことじゃないですか、状況じゃないですか。ここがちゃんとやらないと。ましてや栗東市さんなんて、ちゃんとクロスチェックをする立場にあると私は思いますけどね。そういうのもちゃんと住民とここで話し合いしてください。これはちょっと認められないです。それもあわせてもう一回ちゃんと相談しましょう。対策に入るんですよ。責任放棄。

司会：済みません、予定の時刻をだいぶ過ぎましたので話し合いのほうを終わらせていただきたいと思います。

住民：ちょっとすみません。井戸水を飲まないでくださいという、あれ。何かいただきましたっけ。どういう状況なのかというのを調べてきますとってた・・・



司会：こちらは、ちょっと後でお話させていただきますので。10時までになっていますので、この会場。

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。これで一旦話し合いのほうは終わりにさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上